

建設緑政局職員不祥事防止委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市職員不祥事防止委員会設置要綱（平成8年8月2日）第8条の規定に基づき、建設緑政局職員不祥事防止委員会（以下「局委員会」という。）の設置について、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 局委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は局長を、副委員長は総務部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 広域道路整備室長
- (2) 緑政部長
- (3) グリーンコミュニティ推進室長
- (4) 緑化フェア推進室長
- (5) 富士見・等々力再編整備室長
- (6) 道路河川管理部長
- (7) 道路河川整備部長
- (8) 道路河川整備部担当部長〔事業調整〕
- (9) 自転車利活用推進室長

(会議)

第3条 局委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(その他の職員の出席)

第4条 局委員会は、必要があると認めるときは、その他の職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(特別委員会)

第5条 緊急に対応すべき事項が発生した場合は、期間を限定し、別に特別委員会を設置し対応することができる。

(庶務)

第6条 局委員会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、局委員会に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月30日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い、建設局不祥事防止委員会設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月31日から施行する。